

VIETNAM

アジアビジネス法ガイド ベトナム編

第13版



アジアビジネス法ガイド ベトナム編 【第13版】

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU



NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

Contents

I	ベトナムの基本情報	6	IV	資産の保有	24
	1 基礎情報	6		1 土地使用権の種類	24
	2 経済状況	6		2 土地使用権の取得方法	25
	(1) 近年の経済状況	6		3 建物	26
	(2) 現地企業の一般的な情報入手方法	7		4 不動産業	27
	3 法体系	8	V	知的財産権	28
II	ベトナムへの進出	9		1 知的財産権の種類	28
	1 ベトナムへの投資に対する一般的規制	9		2 登録制度と保護期間	28
	(1) 投資の形態による規制の違い	9		3 侵害に対する救済手段	29
	(2) 駐在員事務所の開設	10		4 ライセンス	29
	(3) 支店の開設	10		5 技術移転	30
	(4) 現地法人の設立	10	VI	ファイナンス	32
	(5) 既存のベトナム国内企業の買収	11		1 資金調達の方法及び規制	32
	(6) BCC形式での投資	12		(1) 増資	32
	(7) PPP形式での投資	12		(2) 借入れ	33
	2 特定分野への投資に対する規制	12		2 担保	33
	3 製造業への投資に対する規制	14	VII	M&A	35
III	会社の運営等	15		1 合併	35
	1 有限責任会社	15		2 買収	36
	(1) 有限責任会社の組織	15		(1) 株式又は出資持分の取得	36
	(2) 有限責任会社の出資持分の譲渡	17		(2) 資産譲渡／プロジェクトの移転	36
	(3) 有限責任会社の配当	18		3 分割	37
	2 株式会社	18		4 報告及び許可の取得が必要になる場合	38
	(1) 株式会社の組織	18		(1) 出資登録及び企業登録の変更等	38
	(2) 株式の譲渡	20		(2) ベトナム証券取引委員会	38
	(3) 株式会社の配当	20		(3) ベトナム競争管理局	39
				(4) 労働関係	40

(5) その他	40
---------	----

VIII 人事・労務 41

1 雇用契約の形態	41
(1) 契約期間	41
(2) 雇用契約の要件等	42
(3) 就業規則	42
2 賃金等	43
(1) 最低賃金	43
(2) 時間外勤務手当	43
(3) 社会保険料等	44
3 労働時間	44
4 労働者派遣	45
5 外国人の雇用	45
6 雇用契約の終了	46
(1) 終了原因	46
(2) 懲戒解雇事由	47
(3) 普通解雇事由	47
7 労働組合・労働者代表組織	48
8 労使協議・団体交渉・労働協約	48
9 ストライキ	49

IX 紛争解決 50

1 ベトナムの裁判	50
2 ベトナム国内の仲裁手続	50
3 ベトナム国外の仲裁手続	51
4 ベトナム国内の調停	51
5 投資協定仲裁	52
6 契約における準拠法の選択	52

X 為替管理 53

XI コンプライアンス 54

1 贈収賄規制	54
(1) 贈収賄規制の枠組み	54
(2) 刑法上の贈賄罪及び収賄罪	54
(3) 汚職防止法	55
2 個人情報保護	56
(1) 適用対象	56
(2) 個人データの定義	57
(3) 個人データの処理	57
(4) 法的責任	58

XII 倒産 59

1 破産手続の開始の申立て	59
2 破産手続の開始決定	60
3 清算か再建か	61

XIII 撤退 62

1 総論	62
2 事業売却による撤退	62
3 事業の終結による撤退	62
(1) 会社の場合	62
(2) 支店・駐在員事務所の場合	63

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

長島・大野・常松 法律事務所

長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

2023年7月現在、当事務所は、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。また、東京オフィス内には、日本企業によるアジア地域への進出や業務展開を支援する「アジアプラクティスグループ (APG)」及び「中国プラクティスグループ (CPG)」が組織されています。当事務所は、国内外の拠点で執務する弁護士が緊密な連携を図り、更に現地の有力な法律事務所との提携及び協力関係も活かして、特定の国・地域に限定されない総合的なリーガルサービスを提供しています。

(*提携事務所)

www.noandt.com

◆東京オフィス

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
TEL: +81-3-6889-7000 FAX: +81-3-6889-8000

◆アジア地域の拠点

シンガポール (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP)

バンコク (Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd.)

ホーチミン (Nagashima Ohno & Tsunematsu HCMC Branch)

ハノイ (Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi Branch)

ジャカルタ (IM & Partners in association with Nagashima Ohno & Tsunematsu)

上海 (日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処)

[連絡先]

中川 幹久 motohisa_nakagawa@noandt.com (ホーチミン・オフィス代表)

澤山 啓伍 keigo_sawayama@noandt.com (ハノイ・オフィス代表)

井上 皓子 akiko_inoue@noandt.com (東京オフィス)

Nga Tran nga_tran@noandt.com (ハノイ・オフィス)

Hoai Truong hoai_truong@noandt.com (ハノイ・オフィス)

Chi Duong hc_duong@noandt.com (ホーチミン・オフィス)

ホーチミン・オフィス及びハノイ・オフィスのご紹介

当事務所のホーチミン・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu HCMC Branch) 及びハノイ・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi Branch) では、相互に連携しながら、現地に長く駐在する経験豊富な日本人弁護士と様々な得意分野を有する複数のベトナム法弁護士とが一体となって依頼者の皆様の法的ニーズにお応えできる体制を整えており、ベトナム全土における進出案件、インフラプロジェクト、投資案件 (M&A案件、不動産開発・取得等)、現地の雇用問題、不祥事関連問題等に関して、幅広いリーガルサービスを提供しています。



ホーチミン・オフィス



ハノイ・オフィス

本ガイドは各位のご参考のために一般的な情報を記載したものであり、法的助言を構成するものではなく、個別具体的事案に関するものではありません。個別具体的事案に係る問題については、長島・大野・常松法律事務所の弁護士にご相談ください。

別段の記述のない限り、本ガイドの内容は2023年7月現在の情報です。

2011年5月	第1版発行
2011年10月	第2版第1刷発行
2012年6月	第2版第2刷発行
2012年11月	第2版第3刷発行
2013年2月	第3版第1刷発行
2013年10月	第3版第2刷発行
2014年5月	第4版発行
2015年8月	第5版発行
2016年7月	第6版発行
2017年7月	第7版発行
2018年9月	第8版発行
2019年9月	第9版発行
2020年9月	第10版発行
2021年9月	第11版発行
2022年9月	第12版発行
2023年9月	第13版発行